

福県医発第1243号(地)

平成17年10月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



埼玉県における犬のエキノコックス症感染事例について

秋冷の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県で捕獲された犬においてエキノコックス症の感染が認められたとの報告があり、厚生労働省結核感染症課より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛に事務連絡がなされた旨、日本医師会を通じて連絡がありました。

本事務連絡は、「犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/tp1001-4.html>)の活用と関係機関への情報提供を求めるものであります。

つきましては、本件は主に獣医師を対象としたものでありますが、貴職におかれましても、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅲ 106)

平成17年10月4日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

埼玉県における犬のエキノコックス症感染事例について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、埼玉県で捕獲された犬においてエキノコックス症の感染が認められたとの報告があり、厚生労働省結核感染症課より、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)宛に事務連絡がなされました。本事務連絡は、「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/10/tp1001-4.html>)の活用と関係機関への情報提供を求めるものであります。

つきましては、本件は主に獣医師を対象としたものでありますが、貴職におかれましても、本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成17年9月8日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

埼玉県における犬のエキノコックス症感染事例について（情報提供）

今般、別紙のとおり埼玉県で捕獲された犬においてエキノコックス症の感染が認められたとの報告がありました。本事例を踏まえ、各自治体におかれましては、引き続き「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004 一人のエキノコックス症予防のために」の活用と関係機関への情報提供に努められるようお願いいたします。

記者発表資料

平成 17 年 9 月 8 日

保健医療部生活衛生課

動物指導担当 久保、齋藤

内線：3603, 3612 外線：048-830-3612

E-mail：a3600 @pref.saitama.lg.jp

犬のエキノコックス（寄生虫）の実態調査結果について

県衛生研究所と県動物指導センターが共同で実施している「犬におけるエキノコックスの実態調査」において、県内で捕獲された犬のうち 1 頭にエキノコックスが寄生していたことが分かりました。

今後、さらに疫学調査を進め、エキノコックスが県内に定着していないことを確認していきます。

エキノコックスは北海道で確認されていますが、本県は、エキノコックスの流行地域ではないので感染を心配する必要はありません。なお心配な方は、かかりつけの獣医師に御相談ください。

1 実態調査の概要について

（1）調査目的

県内におけるエキノコックスの侵入状況を調査し、今後のエキノコックス対策の基礎資料とする。

（2）調査対象及び調査延べ頭数

県内で捕獲又は所有権放棄された犬 550 頭（平成 17 年 8 月現在）

（3）調査期間

平成 11 年 5 月から

（4）調査結果

ア 県衛生研究所は、平成 17 年 5 月下旬に県内で捕獲された雌犬（犬種不明）の 1 頭からエキノコックスと思われる虫卵を検出した。

イ 国立感染症研究所に確認検査を依頼したところ、8 月 30 日、エキノコックスの虫卵であることが判明した。

2 県の対応

(1) 今後の調査について

専門家を交えて今後の調査について検討した結果、本実態調査を継続するとともに、新たに次の調査を開始し、県内へのエキノコックス侵入に係る監視を行っていくこととした。

ア 飼育放棄犬で北海道関連が確認されたものの検査

イ 中間宿主である野ねずみのエキノコックス感染調査

(2) Q & Aの作成

エキノコックスについてのQ & Aを作成し、県のホームページに掲載した。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BB00/seieihompage/top.html>

(3) 注意の喚起

飼い主、動物取扱業者等に対して、北海道からの犬の持ち込みについて注意を呼びかける。

3 相談先等

(1) 北海道で生まれた犬、又は北海道に行ったことのある犬について、エキノコックスを心配する飼い主の方は、かかりつけの獣医師に御相談ください。

(2) 最寄りの保健所でも相談に応じます。

(3) エキノコックスについての詳しい情報は、次のホームページでも入手できます。

厚生労働省 http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_i/i04-2.html

国立感染症研究所 http://idsc.nih.go.jp/idwr/kansen/k00-g30/k00_30.html

エキノコックス情報ホットライン <http://homepage3.nifty.com/iwaki-t/echino/>

【参考】

エキノコックスとは、もともとは北海道のキタキツネにいる寄生虫の名前です。この寄生虫の親虫は、キツネの小腸に住んでいて卵を産み、それが糞に混じってキツネの体の外に出ていきます。

エキノコックスはキツネ以外にも犬に感染し、虫卵が犬の糞に混って排出されます。この虫卵をヒトが間違って飲み込むことにより感染します。エキノコックスはヒトの体の中では主に肝臓や肺に住み着き、障害を引き起こすことがありますが、ヒトからヒトへの感染はありません。